

岩国市告示第 198 号

岩国市税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年条例第 5 条）による改正後の岩国市税条例（平成 18 年条例第 93 号）附則第 15 条の 3 の規定に基づき、山口県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車は、次のとおりとする。

令和元年 9 月 24 日

岩国市長 福 田 良 彦

1 市長が定める 3 輪以上の軽自動車

令和元年 9 月 10 日付け「軽自動車税環境性能割の減免に関する確認書」において減免対象車両として定められた車両

2 施行期日

令和元年 10 月 1 日

軽自動車税環境性能割の減免に関する確認書

軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務について、山口県（以下、「甲」という。）と岩国市（以下、「乙」という。）は次のとおり確認した。

（目的）

第1条 この確認書は、乙が規定する軽自動車税環境性能割に係る減免要件と甲が実施する自動車税環境性能割に係る減免要件を統一することにより、県内市町間の軽自動車税環境性能割に係る減免の統一性を確保し、甲が行う軽自動車税環境性能割に係る減免に関する事務の円滑化を図ることを目的とする。

（減免対象車両）

第2条 三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の減免対象車両は、甲が定める「自動車税（種別割・環境性能割）の減免処理要領」による環境性能割に係る減免要件を有した車両とする。

（確認の変更）

第3条 甲と乙は、この確認書の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

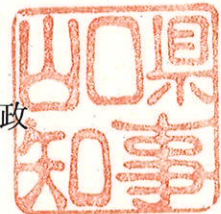
（疑義の解決）

第4条 この確認書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項で必要がある場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この内容を証するため、確認書2通を作成し、双方記名・押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 9月 10日

甲 山口県
山口県知事 村岡 嗣 政



乙 岩国市
岩国市長 福田 良 彦



自動車税（種別割・環境性能割）の減免処理要領 [抄]

第1 趣旨

この要領は、山口県税賦課徴収条例（昭和25年山口県条例第39号。以下「条例」という。）第89条の7、第89条の8、第89条の20、第89条の21及び山口県税賦課徴収条例施行規則（昭和45年山口県規則第46号。以下「規則」という。）第20条の規定による自動車税（種別割・環境性能割）の減免に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 減免要件及び手続等

1 身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者（以下「身体障害者等」という。）に対する自動車税種別割又は自動車税環境性能割の減免

(1) 減免の要件等

ア 減免の対象となる自動車は次のとおりとする。

ただし、一人の身体障害者等について一台（軽自動車を含む。）とし、自動車検査証に事業用と記載されているものを除く。

(ア) 身体障害者等が取得し、又は所有する自動車専ら当該身体障害者等が運転するもの

(イ) 身体障害者等と生計を一にする（※1）者が取得し、又は所有する自動車専ら当該身体障害者等の通学（※2）、通院等（※3）若しくは生業のために当該身体障害者等が運転するもの

※1 日常生活の資を共通していることをいい、必ずしも同一家屋に起居しているかどうかを問わない。

※2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び第134条第1項に規定する各種学校への登下校をいう。

※3 身体障害者等の障害の抑制、治療又は機能回復のための医療機関（更正施設等を含む。）への通院、通所をいう。

(ウ) 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車専ら当該身体障害者等の通学、通院等若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの

(エ) 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車専ら当該身体障害者等の通学、通院等若しくは生業のために当該身体障害者等を常時介護するものが運転するもの

イ 減免の対象となる身体障害者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ただし、ア(ウ)、(エ)に係る身体障害者等（ア(エ)については世帯の構成員のうち減免を受けようとする者）については、(ア)に掲げる者にあつては障害の程度が別表1の定めにかかわらず、別表3に定めるところに該当するもの、(イ)に掲げる者にあつては障害の程度が別表2の定めにかかわらず、別表4に定めるところに該当するものとする。

- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、同表の右欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの
- (イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、同表の右欄に掲げる重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの
- (ウ) 療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第3・1（1）に定める重度の障害（療育手帳の障害の程度欄に「A」と表示される。）を有するもの
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

ウ ア(エ)に係る世帯の身体障害者等で、減免を受けようとする者以外の身体障害者等については、その障害の程度にかかわらず、イ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の手帳の交付を受けている者とする。

エ イ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の手帳は、自動車税種別割にあつてはその徴収の方法が普通徴収の方法によるものは賦課期日（賦課期日後に減免の要件に該当することとなったときは、減免の申請を行う際）に、証紙徴収の方法によるものは当該自動車税種別割を納付することとされている際（自動車税種別割の納付後に減免の要件に該当することとなったときは、減免の申請を行う際）に、また自動車税環境性能割にあつては当該自動車税環境性能割を納付することとされている際において交付を受けていなければならないものとする。

(2) 減免の額

ア 略

イ 自動車税環境性能割

(ア) 減免する額は、当該自動車の通常の取得価額が300万円以下の場合には、当該通常の取得価額に税率を乗じて得た額を限度とする。

(イ) 当該自動車の通常の取得価額が300万円を超える場合は、300万円（当該通常の取得価額に身体障害者等の利用に供するための車椅子の昇降装置、固定装置を装着する等の構造変更に必要な金額又は身体障害者が運転するための手動式ブレーキ、手動式アクセルを装着する等の構造変更に必要な金額が含まれるときは、300万円に当該構造変更に必要な金額を加算した額）に税率を乗じて得た額とする。

ウ 減免を受ける者と他の者が自動車を共有する場合

当該自動車の自動車税種別割又は自動車税環境性能割の税額から減免を受ける者の負担部分に対応する税額を控除した額を当該他の者に対して課税するものとする。

(3) から (8) まで 略

2 1により減免の対象とされている自動車に代わるものとして身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税種別割又は自動車税環境性能割の減免

(1) 減免の要件等

減免の対象となる自動車は次のとおりとする。

- ア 身体障害者等の利用に専ら供するため、例えば車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられた自動車（自家用、営業用の別は問わない）
- イ 身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更がなされた次の(ア)及び(イ)に掲げる自動車
 - (ア) 身体障害者等の利用に供するため、アと同様の特別の仕様により製造された自動車又は同種の構造変更が加えられた自動車で身体障害者等以外の者の利用にも併せて供される自動車（自家用、営業用の別は問わない）
 - (イ) 専ら身体障害者等が運転するために、運転装置、制御装置等が特別の仕様により製造された自動車又は運転装置、制御装置等に構造変更が加えられた自動車で、タクシー等の用途に供される営業用自動車
- ウ 身体障害者等の利用に供する超低床型バス

(2) 減免の額

減免する額は次のとおりとする。

- ア (1)アの自動車については、当該自動車の自動車税種別割及び自動車税環境性能割の全額
- イ (1)イの自動車については、当該自動車の通常の取得価額のうち、車椅子の固定装置又は運転装置等の特別の仕様又は構造変更に要した金額に当該自動車に係る自動車税環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する自動車税環境性能割額
 - なお、特別の仕様又は構造変更に要した金額については、当該自動車の通常の取得価額から当該自動車と型式、乗車定員、仕様等が同一又は類似の自動車に構造変更していないものの通常の取得価額を控除して得た額によることとしても差し支えない。
- ウ (1)ウの超低床型バスについては、当該超低床型バスの通常の取得価額のうち、車椅子固定装置、スロープ板及び車高調整機能に係る装置に要した金額に当該超低床型バスに係る自動車税環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する自動車税環境性能割額

(3) 及び(4) 略

3 公的医療機関の開設者が取得する救急自動車又は専らへき地の巡回診療の用に供する自動車（以下「へき地巡回診療車」という。）に対する自動車税環境性能割の減免

(1) 減免の要件等

ア 減免の対象となる自動車は次のとおりとする。

- (ア) 公的医療機関の開設者が取得する救急自動車
- (イ) 公的医療機関の開設者が取得するへき地巡回診療車

イ 公的医療機関の開設者とは、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の規定に基づく昭和26年8月22日厚生省告示第167号によって定められた次の者をいうものであること。

- (ア) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会
- (イ) 社会福祉法人恩賜財団済生会
- (ウ) 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会
- (エ) 全国厚生農業協同組合連合会の会員である社会医療法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第91条第4項の規定により医療法第42条の2第1項の認定を受けたものとみなされたものに限る。）

ウ 救急自動車とは、条例第89条の10の規定により自動車税種別割が課税免除される救急専用自動車をいうものであること。

エ ヘキ地巡回診療車とは、地方公共団体等の巡回診療計画又は要請に基づき、次のいずれかに該当する地域の巡回診療に専用される自動車をいうものであり、検診車はこれに含まれないものであること。

- (ア) 無医地区又は無歯科医地区
- (イ) 一般職の属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）第14条の2により、ヘキ地手当の支給される学校の校区

(2) 減免の額

減免する額は、当該自動車税環境性能割の全額とする。

(3) 及び(4) 略

4から7まで 略

8 被災者に対する自動車税種別割又は自動車環境性能割の減免

(1) 略

(2) 自動車税環境性能割

ア 減免の要件等

減免の対象となる自動車は、天災により滅失し、又は損傷した自動車（以下、「被災自動車」という。）の抹消登録又は移転登録が被災した日から6ヶ月以内に行われ、かつ、当該期間内にその代替として取得された（登録が完了した）自動車（以下、「代替自動車」という。）とする。

イ 減免の額

- (ア) 減免する額は、被災自動車の被災前の価格に次の表の損害の程度に応ずる減免の割合及び税率を乗じて得た額に相当する額とする。

減免額＝被災前の価格×減免の割合（損害の程度に応ずる減免の割合）×税率

損害の程度	減免の割合
被災額が被災前の価格の80%以上のとき	100%
被災額が被災前の価格の50%以上80%未満のとき	80%
被災額が被災前の価格の30%以上50%未満のとき	60%

(イ) 被災自動車の被災前の価格とは、被災自動車の被災直前における自動車税環境性能割の課税標準額をいう。

また、被災額とは、原則として被災自動車の修復に要する費用をいい、
税率とは、代替自動車登録時の税率をいう。

以下 略

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 以下の通達等は、廃止する。
 - (1) 「身体障害者又は精神障害者に対する自動車及び自動車取得税の減免の取扱いについて」(昭和49年4月15日付け税務第62号)
 - (2) 「身体障害者等の利用に供する自動車等に対する自動車税及び自動車取得税の減免について」(昭和53年6月30日付け税務第203号)
 - (3) 「社会福祉施設を経営する者に対する自動車税の減免の取扱いについて」(昭和56年3月9日付け税務第550号)
 - (4) 「健康指導車及びレントゲン車に対する自動車税の減免について」(平成2年3月31日付け税務第671号)
 - (5) 「生活バス路線を運行する一般乗合用バス車両等に対する自動車税の減免要綱」(平成14年5月16日付け税務第134号)
 - (6) 「生活バス路線を運行する一般乗合用バス車両等に対する自動車税の減免要綱」(平成14年5月16日付け税務第134号)
 - (7) 「中古自動車販売業者の所有する自動車に係る自動車税減免要綱」(昭和61年4月1日付け税務第98号)
- 3 施行日以前の自動車税及び自動車取得税の減免及び課税免除に係る事務処理については、なお従前の例による。

別表1 (身体障害者が自ら運転するもの)

障 害 の 区 分	障 害 の 級 別
視 覚 障 害	1 級から 4 級までの各級
聴 覚 障 害	2 級及び 3 級
平 衡 機 能 障 害	3 級
音 声 機 能 障 害	3 級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上 肢 不 自 由	1 級及び 2 級
下 肢 不 自 由	1 級から 6 級までの各級
体 幹 不 自 由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	
上 肢 機 能	1 級及び 2 級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
移 動 機 能	1 級から 6 級までの各級
心 臓 機 能 障 害	1 級及び 3 級
じ ん 臓 機 能 障 害	1 級及び 3 級
呼 吸 器 機 能 障 害	1 級及び 3 級
膀胱又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級
小 腸 機 能 障 害	1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級
肝 臓 機 能 障 害	1 級から 3 級までの各級

別表2 (戦傷病者自らが運転するもの)

障 害 の 区 分	重度障害の程度又は障害の程度
視 覚 障 害	特別項症から第 4 項症までの各項症
聴 覚 障 害	特別項症から第 4 項症までの各項症
平 衡 機 能 障 害	特別項症から第 4 項症までの各項症
音 声 機 能 障 害	特別項症から第 2 項症までの各項症 (喉頭摘出による音声機能 障害がある場合に限る。)
上 肢 不 自 由	特別項症から第 3 項症までの各項症
下 肢 不 自 由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び 第 1 款症から第 3 款症までの各款症
体 幹 不 自 由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び 第 1 款症から第 3 款症までの各款症
心 臓 機 能 障 害	特別項症から第 3 項症までの各項症
じ ん 臓 機 能 障 害	特別項症から第 3 項症までの各項症
呼 吸 器 機 能 障 害	特別項症から第 3 項症までの各項症
膀胱又は直腸の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
小 腸 機 能 障 害	特別項症から第 3 項症までの各項症
肝 臓 機 能 障 害	特別項症から第 3 項症までの各項症

別表3 (身体障害者と生計を一にする者及び身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者を常時介護する者が運転するもの)

障 害 の 区 分	障 害 の 級 別
視 覚 障 害	1級から4級までの各級
聴 覚 障 害	2級及び3級
平 衡 機 能 障 害	3級
上 肢 不 自 由	1級及び2級
下 肢 不 自 由	1級から3級までの各級
体 幹 不 自 由	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	
上 肢 機 能	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
移 動 機 能	1級から3級 (両下肢に運動機能障害をもつ者に限る。)
心 臓 機 能 障 害	1級及び3級
じ ん 臓 機 能 障 害	1級及び3級
呼 吸 器 機 能 障 害	1級及び3級
膀胱又は直腸の機能障害	1級及び3級
小 腸 機 能 障 害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝 臓 機 能 障 害	1級から3級までの各級

別表4 (戦傷病者と生計を一にする者及び身体障害者等のみで構成される世帯の戦傷病者を常時介護する者が運転するもの)

障 害 の 区 分	重度障害の程度又は障害の程度
視 覚 障 害	特別項症から第4項症までの各項症
聴 覚 障 害	特別項症から第4項症までの各項症
平 衡 機 能 障 害	特別項症から第4項症までの各項症
上 肢 不 自 由	特別項症から第3項症までの各項症
下 肢 不 自 由	特別項症から第3項症までの各項症
体 幹 不 自 由	特別項症から第4項症までの各項症
心 臓 機 能 障 害	特別項症から第3項症までの各項症
じ ん 臓 機 能 障 害	特別項症から第3項症までの各項症
呼 吸 器 機 能 障 害	特別項症から第3項症までの各項症
膀胱又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小 腸 機 能 障 害	特別項症から第3項症までの各項症
肝 臓 機 能 障 害	特別項症から第3項症までの各項症